

法務省所管事業（更生保護事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第1 趣旨

1 障害者差別解消法の制定の経緯

我が国は、平成19年に障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正を始めとする国内法の整備等を進めてきた。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定された。

2 法の基本的な考え方

(1) 法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

(2) 法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされている。

(3) 法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（高齢者、

障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。いわゆる
バリアフリー法）に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示
やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者
による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）
については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を
的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術
開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進
歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみな
らず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。
障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策
と連携しながら進められることが重要である。

3 対応指針の位置付け

この指針（以下「対応指針」という。）は、法第11条第1項の規定に基づき、ま
た、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議
決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第8条に規定する事項に関し、法務省
が所管する分野（更生保護事業分野）における事業者（以下「事業者」という。）
が適切に対応するために必要な事項を定めたものである。

4 留意点

対応指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれに従わない場合
であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及
び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、対応指針を参考にして、各事
業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者
による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者
が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合な
ど、特に必要があると認められるときは、法第12条の規定により、事業者に対し、
報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

事業者は、法第8条第1項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

(3) 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例等は別紙のとおりである。なお、第2

の1(2)で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、別紙に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

事業者は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）

をするように努めなければならない。

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事業の目的・内容・機能

ほんしつてき へんこう およ りゆうい ひつよう
の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、第2の2(2)「過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、前述した環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特

に、^{しょうがいしゃ} 障害者との^{かんけいせい} 関係性が^{ちょうき} 長期にわたる^{ばあいとう} 場合等には、^{ていきょう} 提供する^{ごうりてきはいりよ} 合理的配慮につ
いて、^{てきぎ} 適宜、^{みなお} 見直しを^{おこな} 行うことが^{じゅうよう} 重要である。

オ 同種の^{どうしゅ} 事業が^{じぎょう} 行政機関等と^{ぎょうせい} 事業者の^{かんとう} 双方で^{じぎょうしゃ} 行われる^{そうほう} 場合は、^{おこな} 事業の^{ばあい} 類似性
を^ふ 踏まえつつ、^{じぎょうしゅたい} 事業主体の違いも^{ちが} 考慮した^{こうりよ} 上での^{うえ} 対応に^{たいおう} 努める^{つと} ことが^{のぞ} 望ましい。

(2) ^{かじゅう} 過重な^{ふたん} 負担の^{きほんてき} 基本的な^{かんが} 考え方^{かた}

^{かじゅう} 過重な^{ふたん} 負担については、^{じぎょうしゃ} 事業者において、^{ぐたいてき} 具体的な^{けんとう} 検討を^{かじゅう} せず^{ふたん} に過重な^{かくだいかいしゃく} 負担
を^{ほう} 拡大^{しゅし} 解釈^{そこ} するなどして^{こべつ} 法の^{じあん} 趣旨を^{いか} 損なう^い ことなく、^い 個別の^い 事案ごとに、^い 以下の^い
^{よう} 要素等を^{こうりよ} 考慮し、^{ぐたいてき} 具体的^{じょうきょう} 場面や^{おう} 状況に^{そうごうてき} 応じて^{きやつかんてき} 総合的・^{はんたん} 客観的に^{はんたん} 判断^{ばん} することが
^{ひつよう} 必要である。^{じぎょうしゃ} 事業者は、^{かじゅう} 過重な^{ふたん} 負担に^あ 当たると^{はんたん} 判断^{ばん} した場合は、^{ばあい} 障害者に^{しょうがいしゃ} その
^{りゆう} 理由を^{せつめい} 説明する^{りかい} ものとし、^え 理解^{つと} を得る^{のぞ} よう^{のぞ} 努める^{のぞ} ことが望ましい。

- ^{じぎょう} 事業への^{えいきょう} 影響の^{ていど} 程度（^{じぎょう} 事業の^{もくてき} 目的・^{ないよう} 内容・^{きのう} 機能を^い 損なう^い か否か）
- ^{じつげん} 実現可能性の^{ていど} 程度（^{ぶつりてき} 物理的・^{ぎじゅつてきせいやく} 技術的^{じんてき} 制約、^{たいせいじょう} 人的・^{せいやく} 体制上の^{せいやく} 制約）
- ^{ひよう} 費用・^{ふたん} 負担の^{ていど} 程度
- ^{じぎょう} 事業^{きぼ} 規模
- ^{ざいむ} 財務^{じょうきょう} 状況

(3) ^{ごうりてきはいりよ} 合理的^{ぐたいれい} 配慮の^{ぐたいれい} 具体例

^{ごうりてきはいりよ} 合理的^{ぐたいれい} 配慮の^{べっし} 具体例は^{だい} 別紙のとおりである。なお、^{しめ} 第2の2(1)イで^{しめ} 示したとお
^{ごうりてきはいりよ} り、^{ぐたいてき} 合理的^{じょうきょう} 配慮は、^{おう} 具体的^{こと} 場面や^{たよう} 状況に^{こべつせい} 応じて^{たか} 異なり、^{たか} 多様かつ^{たか} 個別性の^{たか} 高いも
^{けいさい} のであり、^{ぐたいれい} 掲載した^{だい} 具体例については、^{しめ} 第2の2(2)で^{かじゅう} 示した^{ふたん} 過重な^{そんざい} 負担が^{そんざい} 存在し
^{ぜんてい} ないことを^{ぜんてい} 前提として^{じぎょうしゃ} いること、^{きょうせい} 事業者に^{せいかく} 強制する^{せいかく} 性格のものではないこと、ま
^{れいじ} た、^{きさい} それらはあくまでも^{ぐたいれい} 例示であり、^{かぎ} 記載されている^{かぎ} 具体例に限られるものではない
^{りゆうい} ことに^{ひつよう} 留意する^{じぎょうしゃ} 必要がある。事業者においては、^{たいおうしん} 対応指針を^ふ 踏まえ、^{ぐたいてき} 具体的^{ぐたいてき} 場面
^{じょうきょう} や^{おう} 状況に^{じゅうなん} 応じて^{たいおう} 柔軟に^{きたい} 対応することが^{きたい} 期待される。

第3 ^{じぎょうしゃ} 事業者における^{そうだんたいせい} 相談体制の^{せいび} 整備

^{じぎょうしゃ} 事業者においては、^{しょうがいしゃおよ} 障害者及び^{かぞく} その^た 家族^{かんけいしゃ} その他の^{そうだんとう} 関係者からの^{てきかく} 相談等に^{たい} 的確に対
^{おう} 応ずるため、^{きぞん} 既存の^{そうだんまどぐちとう} 相談窓口等^{かつよう} の^{まどぐち} 活用や^{かいせつ} 窓口の^{かいせつ} 開設により^{そうだんまどぐち} 相談窓口を^{せいび} 整備することが
^{じゅうよう} 重要である。また、^{とう} ホームページ等を^{かつよう} 活用し、^{そうだんまどぐちとう} 相談窓口等に^{かん} 関する^{じょうほう} 情報を^{しゅうち} 周知す
^{そうだん} ることや、^{せいべつ} 相談時には、^{ねんれい} 性別、^{じょうたいとう} 年齢、^{はいりよ} 状態等に^{たいめん} 配慮するとともに、^{でんわ} 対面のほかに、^{でんわ} 電話、
^{でんし} ファックス、^{でんし} 電子メール、^{しょうがいしゃ} また、^{たにん} 障害者が^{はか} 他人と^{さい} コミュニケーションを^{ひつよう} 図る際に^{ひつよう} 必要

となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応することが望ましい。さらに、実際の相談事例については、相談者のプライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望ましい。

第4 事業者における研修・啓発

事業者は、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図ることが重要である。

第5 法務省所管事業（更生保護事業）分野に係る相談窓口

保護局 更生保護振興課 更生保護事業係

しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつかい ごうりてきはいりよとう ぐたいれい
障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例

1 ふとう さべつてきとりあつかい あ う ぐたいれい
不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

しょうがい りゆう い か とりあつかい おこな
障害を理由として、以下の取扱いを行うこと。

- たいおう きよひ また たいおう じゅんじょ あとまわ
対応を拒否，又は対応の順序を後回しにすること。
- しりょう そうふ ていきょう とう しゅつせきとう こば
資料の送付，パンフレットの提供，シンポジウム等への出席等を拒むこと。
- きゃっかんてき み じんてきたいせい せつびたいせい ととの ほご しえんとう かのう
客観的に見て，人的体制，設備体制が整っており，保護や支援等が可能である
にもかかわらず，せいとう りゆう きよひ た ひ ほごしゃ こと
にもかかわらず，正当な理由なく，それを拒否することや，他の被保護者と異なる
じょうけん か
条件を課すこと。

2 ふとう さべつてきとりあつかい あ ぐたいれい
不当な差別的取扱いに当たらない具体例

- ごうりてきはいりよ ていきょう てきせつ ほご かひ はんだんとう ひつよう はんい
合理的配慮の提供や適切な保護の可否の判断等のため，必要な範囲で，プライ
バシーに配慮しつつ，しょうがいしゃ しょうがい じょうきょうとう かくにん
障害者に障害の状況等を確認すること。
- しょうがい けいむ しよしゅつしよしゃとう さいはん ぼうし しゃかいふつき ほか しょうがい とく
障害のある刑務所出所者等の再犯を防止し，社会復帰を図るため，障害の特
せいとう おう こべつ しょうけいかく さくせい
性等に応じた個別の処遇計画を作成すること。
- しょうがい けいむ しよしゅつしよしゃとう ほご もうしで じぎょうしゃみずか てきせつ
障害のある刑務所出所者等からの保護の申出について，事業者自らが適切
ほご しえんとう おこな こんなん ばあい たいおう かのう しせつ そうだんまどぐち かん
な保護や支援等を行うことが困難である場合に，対応可能な施設や相談窓口に関
じょうほうていきょうとう おこな
する情報提供等を行うこと。

3 ごうりてきはいりよ あ う はいりよ ぐたいれい
合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

(1) ぶつりてきかんきょう はいりよ ぐたいれい
物理的環境への配慮の具体例

- じぎょうしゃ かんり しせつ しきちない くるまいす ほこうきりようしゃ
事業者が管理する施設・敷地内において，車椅子・歩行器利用者のためにキャ
スター上げ等の補助をし，又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- はいか だな たか ところ お とう と わた とう
配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡すこと。パンフレット等
いち わ つた
の位置を分かりやすく伝えること。
- もくてき ばしょ あんない さい しょうがいしゃ ほこうそくど あ そくど ある
目的の場所までの案内の際に，障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり，
さゆう ぜんご きょり いちど しょうがいしゃ きぼう き
左右・前後・距離の位置取りについて，障害者の希望を聞いたりすること。
- しかくじょうほう しょり ながて もの けいじぶつとう じょうほうりよう へ こべつ
視覚情報の処理が苦手な者のために掲示物等の情報量を減らすなど，個別の
じあんごとくに特性に応じて対応すること。
- いどう こんなん こうせいほご しせつにゆうしよしゃ きよしつ しせつない いどう
移動に困難のある更生保護施設入所者のために，居室を施設内の移動がしやす
ばしょ へんこう
い場所に變更すること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供等）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に合った情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、なじみのない外来語は避ける、法律用語等は分かりやすく言い換える等）を行うこと。その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること。
- 比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明すること。
- 障害のある更生保護施設入所者等に対し、生活上必要な言葉等の意味を理解できるように説明すること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで椅子などを用意すること。
- スクリーン、手話通訳者、板書、教材等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保すること。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により発作等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備すること。
- 事務手続の際に、職員等が必要書類の代読・代筆を行うこと。
- 障害の特性に応じて、施設内の日課や慣行を柔軟に変更すること。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用する障害者のために、シンポジウム等を使用する資料等を点訳又は拡大したものや、テキストデータを事前に渡す等すること。